

問番号	問内容
<b>対象となる小学校等</b>	
Q02-01	対象となる「小学校等」には何が含まれますか。

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）  
 ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）等も含む。  
 ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス  
 ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等が対象となります。  
 詳しくは、厚生労働省のHPに掲載されている支給要領をご参照ください。

Q02-02	いわゆるフリースクールは対象になりますか。
--------	-----------------------

「不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設」のいずれかに該当するものは対象になります。

Q02-03	民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。
--------	--------------------------

認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。